

令和元年 5 月 20 日（月曜日）

美里町議会議会運営委員会会議録

美里町議会議会運営委員会会議録

---

令和元年5月20日(月曜日)

---

出席委員(6名)

委員長 前原吉宏君  
副委員長 平吹俊雄君  
委員 吉田眞悦君 鈴木宏通君  
福田淑子君 千葉一男君

---

欠席委員(なし)

---

委員外議員 我妻 薫君

---

説明のため出席した者

町長部局

総務課長 佐々木 義則 君  
企画財政課長 佐野 仁 君

---

議会事務局職員出席者

事務局長 佐藤 俊幸 君  
事務局次長兼議事調査係長 高橋 美樹 君

---

令和元年5月20日(月曜日) 午後1時27分 開会

- 1 開会
- 2 委員長挨拶
- 3 議長からの諮問

美里町議会5月会議について

- 1) 議案等について

報告5件

議案 6 件（条例 4 件、補正予算 2 件）

2）会議の期間及び議事日程について

期間 5 月 2 1 日（火）1 日間

3）陳情、要請等

4 その他

5 閉 会

午後 1 時 2 7 分 開会

委員長（前原吉宏君） 皆さん、こんにちは。

それでは、ただいまより議会運営委員会を開かせていただきます。

着座にて進めます。

当委員会、大橋議長が元南郷町長大野好勝様葬儀のため、欠席との申し出がございました。また、委員会規則第27条の規定によりまして、委員外議員といたしまして副議長の出席を求めております。

それでは、早速、3、議長からの諮問、美里町議会5月会議についてということで、1)議案等について報告からお願いしたいと思います。

総務課長（佐々木義則君） それでは、どうも御苦労さまでございます。今議会につきましてもよろしく御指導お願い申し上げます。

それでは、今回の議会につきましては、報告が5件、それから議案が6件でございます。

まず、報告のほうから御説明させていただきます。座って説明をさせていただきます。

初めに、報告第1号専決処分の報告でございます。美里町税条例等の一部を改正する条例でございます。

地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令、地方税法施行規則及び自動車重量譲与税法施行規則の一部を改正する省令及び地方税法施行規則等の一部を改正する省令が平成31年3月29日にそれぞれ公布され、原則として同年4月1日から施行されることとなりました。

これらによって、個人住民税においては住宅ローン控除改正により控除期間が10年間から13年間に延長され、また子供の貧困に対応するため、ひとり親に対し非課税措置の新設などが行われました。

軽自動車税においては、消費税率引き上げに伴いグリーン化特例の軽減割合等を平成31年4月1日、令和元年10月1日及び令和3年4月1日に3段階で改正を行い、また、軽自動車取得税が令和元年10月以降廃止となり、かわって環境性能割を導入し、一定期間に取得した軽自動車について税率の1%を臨時的に軽減することなどの改正が行われました。

こうした法律等の改正に伴い、本条例を改正する必要があったことから、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

以上でございます。よろしくお願いたします。

委員長（前原吉宏君） ありがとうございます。

ただいまの説明について何かございますか。よろしいですか。（「はい」の声あり）

では、次お願いします。

総務課長（佐々木義則君） 続きまして、報告第2号専決処分の報告についてでございます。

美里町都市計画税条例の一部を改正する条例でございます。

議案書14ページ、資料編につきましては33ページとなります。

地方税法等の一部を改正する法律が平成31年3月29日に公布され、原則として同年4月1日から施行されることとなりました。地方税の改正に伴い、引用条項の整備を行うものでございます。これに伴い、本条例を改正する必要があったことから、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

よろしく願いいたします。

委員長（前原吉宏君） どうもありがとうございます。

ただいまの説明について何かございますか。よろしいですか。（「はい」の声あり）

それでは、次お願いします。

総務課長（佐々木義則君） 続きまして、報告第3号専決処分の報告についてでございます。

美里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例でございます。

議案書17ページ、資料編については36ページからとなります。

地方税法施行令の一部を改正する政令が平成31年3月29日に公布され、同年4月1日から施行されることとなりました。国民健康保険税の基礎課税額の課税限度額の引き上げ及び軽減判定所得の算定における被保険者数に乗ずる金額の改正でございます。これに伴い、本条例を改正する必要があったことから、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

よろしく願いいたします。

委員長（前原吉宏君） ありがとうございます。

ただいまの説明について何かございますか。よろしいですか。報告第3号、何かございますか。（「ありません」の声あり）

ないようですので、次お願いします。

総務課長（佐々木義則君） それでは、続きまして、報告第4号専決処分の報告についてでございます。権利の放棄についてでございます。

議案書20ページ、資料編については39ページとなります。

美里町奨学資金貸付金の償還未収金29万5,600円につきまして、借り受け者及び連帯保証人が破産法に基づく手続を行い、免責許可決定を受けております。免責許可決定後、貸付金の償還はなく、美里町債権管理条例第21条第1項の規定により権利を放棄することについて、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

委員長（前原吉宏君） ありがとうございます。

報告第4号、何かございますか。ないようですので、よろしいですか。千葉委員。

○委員（千葉一男君） これ、今回奨学金だね。今までこういうのありましたか。ここで済ませてないかもしれないけれども。（「奨学金について今までないかもしれないな」の声あり）

委員長（前原吉宏君） 休憩します。

午後1時36分 休憩

---

午後1時37分 再開

委員長（前原吉宏君） 再開します。

報告第4号よろしいですか。（「はい」の声あり）

それでは、次申し上げます。

総務課長（佐々木義則君） 引き続きまして、報告第5号専決処分の報告についてでございます。権利の放棄についてでございます。

議案書22ページ、資料編については40ページとなります。

美里町立南郷病院診療報酬一部負担金の未収金のうち、2件、未収金総額9,950円につきまして、地方自治法施行令第171条のほうの規定により徴収停止としておりました。しかし、その後においても債務者は無資力に近い状態にあり、資力の回復が困難で弁済できる見込みがないと認められることから、美里町債権管理条例第21条第1項の規定により権利を放棄することについて、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

以上、よろしく願いいたします。

委員長（前原吉宏君） ありがとうございます。

ただいまの件について何かございますか。吉田委員。

○委員（吉田眞悦君） 前と同じような権利の放棄ということなただけけれども、そうすると、こ

の方が亡くなったとかじゃなくて、あくまで資力の回復が困難ということは、存命されている方と解釈していいと思うんだけど、それで、この専決した日にちの関係なんだけど、3月31日、日曜日ですよ。だから、この専決処分の決裁の仕方というのがどのような、別にそういう曜日とか何も関係なく、あくまで決裁も3月末での専決だよという解釈でいいのかな。29日であればまだそれは業務でやる。ただ、その後は土日で、一応は業務が休みの日なんだけど、その決裁の仕方というのはどういうやり方をしてこの日曜日の日付になっているのかなと。

総務課長（佐々木義則君） その件については南郷病院さんのほうでお話したとおり、年度末いっぱいまでこれを債権放棄すべきかどうかというのを検討を経て、休日ではございましたが、3月31日付をもって町長に決裁を得て専決処分をしたというようなことで、休みの日ではございましたが、31日付の専決と、こういうふうにしたということでございます。

○委員（吉田眞悦君） 日付は31日で、ただ、それはあくまで決裁まで済ませた日にちだよというものの解釈でよろしいんですね。

総務課長（佐々木義則君） そうです。

○委員（吉田眞悦君） そのとおりでいいんですね。確認だけ。見たわけではないからね。

委員長（前原吉宏君） よろしいですか。報告第5号、よろしいですか。（「はい」の声あり）  
それでは、次お願いします。

総務課長（佐々木義則君） 続きまして、議案第1号美里町介護保険条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

議案書につきましては24ページから、資料編については41ページからとなります。

介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令が平成31年3月29日に公布され、同年4月1日から施行されたことに伴い、介護保険料の減額賦課に係る減額幅の引き上げ及び対象の拡大を行うため、所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、会議当日、長寿支援課長から御説明を申し上げます。

以上、よろしくお願いいいたします。

委員長（前原吉宏君） ありがとうございます。

第1号議案、何かございますか。よろしいですか。（「はい」の声あり）

それでは、次お願いします。

総務課長（佐々木義則君） 続きまして、議案第2号美里町公園条例の一部を改正する条例で  
ございます。説明申し上げます。

議案書25ページ、資料編については43ページからとなります。

県営農地整備事業（中埜西部地区）で整備された公園について、町の公園とするため、荻埜農村公園として本条例に追加するものでございます。また、町営北浦第二住宅敷地内にある北浦第二団地チビッコ広場については、同住宅の建てかえに伴い廃止するものでございます。

詳細につきましては、会議当日、建設課長から御説明申し上げます。

以上、よろしくお願ひいたします。

委員長（前原吉宏君） ありがとうございます。

ただいまの説明について何かございますか。よろしいですか。千葉委員。

○委員（千葉一男君） これは、チビッコ公園としていたのを農村公園に変えたというわけですね。

総務課長（佐々木義則君） 案件2つありまして。（「新設と廃止」の声あり）

委員長（前原吉宏君） ほかによろしいですか。（「はい」の声あり）

それでは、次お願ひします。

総務課長（佐々木義則君） 続きまして、議案第3号美里町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

議案につきましては議案書26ページから、それから資料編については48ページからとなります。

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が平成31年3月29日に公布され、平成31年4月1日から施行されました。家庭的保育事業者等及び保育所型事業所内保育事業所の連携施設の確保義務の緩和等が行われたことから、所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、会議当日、子ども家庭課長から御説明を申し上げます。

よろしくお願ひいたします。

委員長（前原吉宏君） ただいまの説明について何かございますか。よろしいですか。（「はい」の声あり）

それでは、次お願ひします。

総務課長（佐々木義則君） 続きまして、議案第4号美里町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について御説明を申し上げます。

議案書については28ページから、資料編については53ページからとなります。

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が平成31年3月

29日に公布され、平成31年4月1日から施行されました。放課後児童支援員認定資格研修の実施の事務及び権限が改められたことから、所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、会議当日、子ども家庭課長から御説明申し上げます。

以上、よろしく願いいたします。

委員長（前原吉宏君） ありがとうございます。

議案第4号について何かございますか。（「ありません」の声あり）よろしいですか。（「はい」の声あり）

それでは、次お願いいたします。

企画財政課長（佐野 仁君） お疲れさまでございます。本議会につきましてもよろしく御指導のほうお願いいたします。

私のほうからは、補正予算案2件につきまして御説明申し上げたいと思います。座って説明させていただきます。

まず最初に、議案第5号令和元年度美里町一般会計補正予算（第1号）につきまして御説明申し上げます。

議案書につきましては29ページから、資料編については55ページとなります。

予算本文第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,189万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ105億5,296万1,000円といたしております。

補正予算の細部につきましては、事項別明細書にのっとり御説明申し上げます。

初めに、歳出について申し上げます。

議案書41ページ、42ページのほうをお開きください。

2款総務費に3,014万9,000円追加いたしております。一方、総務管理費の一般管理費に産業医業務委託料20万9,000円、財産管理費に公共施設マネジメント調査研究業務委託料858万円。まちづくり推進費にコミュニティ活動助成金400万円、集会所等建設、修繕等補助金1,728万3,000円、それぞれ追加いたしております。産業医業務委託料につきましては、これまで町の産業医でありました南郷病院の副院長が3月に定年退職し不在となっていることから、他病院に新たに業務を委託する必要性が生じたことによります。公共施設マネジメント調査研究業務委託料につきましては、一般財団法人地域総合整備財団の補助金を活用し、本町の公共施設等の維持管理をより効率的かつ効果的にするための基礎検討調査を行うものであります。コミュニティ活動助成金につきましては、佐野区会と北浦地区自主防災組織連合会が実施するコミュニティ活動のための備品整備に対して、また集会所等建設、修繕等補助金につきましては、上二

郷1行政区が整備します集会所建設に対して、自治総合センターコミュニティ助成金を財源に助成を行うものでございます。

3款民生費に1,030万4,000円追加いたしました。一方、社会福祉費の介護保険費に介護保険特別会計繰出金1,030万4,000円追加いたしました。これは、介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令が施行されたことに伴い、低所得者に対する介護保険料の軽減措置を行うものでございます。

4款衛生費に114万2,000円追加いたしました。1項保健衛生費の保健衛生総務費に在宅当番医制事業委託料24万9,000円、大崎地区病院群輪番制事業運営費負担金24万5,000円、予防費に健康管理システム改修業務委託料64万8,000円、それぞれ追加いたしました。在宅当番医制事業委託料及び大崎地区病院群輪番制事業運営費負担金につきましては、天皇の即位の日及び即位礼正殿の儀の行われる日を休日とする法律が施行されたことに伴い診療日が増加したこと、及び消費税率の変更に伴うものでございます。健康管理システム改修業務委託料につきましては、予防接種法施行令の改正により、風疹の追加的対策がとられることになったことに伴い、健康管理システムの機能強化のための改修を行うものでございます。

続きまして、議案書43ページ、44ページをお開きください。

10款教育費に30万円追加いたしました。2項小学校費の教育振興費、3項中学校費の教育振興費にスポーツ庁の委託事業でありますオリンピック・パラリンピック・ムーブメント全国展開事業を宮城県から受託し、2020年東京オリンピック・パラリンピック大会の機運醸成とオリンピックの価値や意義について教育活動への活用を図るための事業費15万円を、それぞれ追加いたしております。

次に、歳入について申し上げます。

議案書39ページ、40ページにお戻りください。

14款国庫支出金に623万1,000円追加いたしました。1項国庫負担金の民生費国庫負担金に515万2,000円追加いたしました。2項国庫補助金の衛生費国庫補助金に107万9,000円追加いたしました。

15款県支出金に287万6,000円追加いたしました。1項県負担金の民生費県負担金に257万6,000円追加いたしました。3項県委託金の教育費県委託金に30万円追加いたしました。

18款繰入金に888万8,000円追加いたしました。2項基金繰入金の財政調整基金繰入金に888万8,000円追加いたしました。

20款諸収入に2,390万円追加いたしました。4項雑入の雑入に自治総合センターコミュニティ

助成金1,890万円、公共施設マネジメント調査研究助成金500万円、それぞれ追加いたしております。

以上が補正予算の内容となっております。よろしくお願いたします。

委員長（前原吉宏君） ありがとうございます。

ただいまの説明について何かございますか。よろしいですか。（「はい」の声あり）

では、次お願いたします。

企画財政課長（佐野 仁君） 続きまして、議案第6号令和元年度美里町介護保険特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

議案書につきましては45ページから、資料編につきましては56ページとなります。

予算本文第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ25億7,810万7,000円といたしております。

今回の補正予算の主なものにつきましては、消費税率の引き上げに伴う低所得者への介護保険料の軽減を強化するためのものがございます。

詳細につきましては事項別明細書にのっとり御説明申し上げます。

初めに、歳出について御説明申し上げます。

57ページ、58ページをお開き願います。

3款基金積立金で2,000円減額いたしております。1項基金積立金で介護給付費準備基金積立金2,000円減額いたしました。

次に、歳入について御説明申し上げます。

1ページ戻りまして、55ページ、56ページをお開きください。

1款保険料で1,030万5,000円減額いたしました。1項介護保険料の第1号被保険者保険料、現年度分特別徴収保険料920万5,000円、現年度分普通徴収保険料110万円、それぞれ減額いたしております。

7款繰入金に1,030万3,000円追加いたしました。1項一般会計繰入金の低所得者保険料軽減繰入金に1,030万3,000円追加いたしております。

以上が補正予算の内容でございます。よろしくお願いたします。

委員長（前原吉宏君） ありがとうございます。

ただいまの説明について何かございますか。よろしいですか。（「はい」の声あり）

以上で説明は終わりました。

全体を通して何かございませんでしょうか。よろしいですか。（「はい」の声あり）

ないようですので、議案等については以上といたします。

それでは、執行部の皆さん、大変御苦労さまでした。

委員長（前原吉宏君） このまま続けてよろしいですか。（「はい」の声あり）

それでは、2）会議の期間及び議事日程についてです。

会議の期間につきましては、5月21日火曜日、1日間といたしております。

議事日程については別紙のとおりですが、事務局長のほうから会議の流れ等について補足を  
お願いしたいと思います。

○事務局長（佐藤俊幸君） 5月会議につきましては、まず冒頭にクールビズの関係で、議員の  
クールビズについて議長のほうからさっとお話をしまして、その後、諸報告、その後、総務課  
長のほうから説明員の変更がございますので、説明員の変更ということで紹介をしていただい  
て、それで会議のほうに入るというような流れになってございます。

以上でございます。

済みません、あと行政報告はないということであります。

委員長（前原吉宏君） 局長から今説明いただきましたが、何か。よろしいですか。（「説明員  
の報告というのは」の声あり）

○事務局長（佐藤俊幸君） 総務課長がかかった課長の紹介ということで、去年5月会議でやっ  
ておりまして。（「わかりました」の声あり）

委員長（前原吉宏君） よろしいですか。（「はい」の声あり）

会議の期間及び議事日程については以上といたします。

それでは、次に、3）陳情、要請等に入らせていただきます。

今回はお手元の陳情等資料の一覧のとおり、2件となっております。内容等確認のため時間  
をとりますので、5分ぐらい、2時10分まで休憩といたします。

午後2時00分 休憩

---

午後2時07分 再開

委員長（前原吉宏君） それでは、再開いたします。

内容について御確認いただいたと思いますが、その取り扱いにつきまして、まず1点目でご  
ざいます。

辺野古新基地建設の即時中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について、国民的議論に  
より、民主主義及び憲法に基づき公正に解決するべきとする意見書の採択を求める陳情につい

て、いかがですか。前回2月28日の議運の中で同じものを出されていたんですけども、これについては配付のみと。「よろしいかと」の声あり)では、配付のみという意見が出ましたが、よろしいですか。「はい」の声あり)

それでは、次に2点目、辺野古新基地建設の即時中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について、国民的議論により、民主主義及び憲法に基づき公正に解決するべきとする意見書の採択を求める陳情については、いかがでしょうか。「同じで」の声あり)同じですね。それでは、配付とさせていただきます。

陳情の取り扱いについては配付のみとさせていただきます。

陳情、要請等については以上とさせていただきます。

それでは、大きい4番、その他に入ります。何かございますか。

副委員長(平吹俊雄君) あれはいつごろからやるんですか、椅子なんかの移動は。

○事務局長(佐藤俊幸君) 議場の椅子と議長室の備品関係、こちらのほうは業者と契約終わっておりまして、工期が一応6月7日までなんですけど、実際には来週中に作業のほうをするような段取りで今予定しています。

○委員長(前原吉宏君) よろしいですか。「はい」の声あり)

ほかにございませんか。事務局、お願いします。

○事務局長(佐藤俊幸君) あしたの議席の配付物なんですけど、ただいまお話がありました陳情書のほかに、先ほどお話し申し上げました執行部の管理職の変更に伴いまして、総務課長のほうから紹介いただくわけですが、説明員の見取り図というんですか、それをあらかじめ議席のほうに配付させていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○委員長(前原吉宏君) では、それについては何かよろしいですか。「はい」の声あり)

ほかになければ、これをもちまして議会運営委員会を終了いたします。それでは、副委員長、お願いします。

副委員長(平吹俊雄君) 5月会議、令和になって初めての議会ということですけども、よろしくお願ひいたします。あと、議場のリニューアルと。6月議会には間に合うのかなということで、今の椅子よりも新しい椅子で開催できるということになります。

本日は大変御苦労さまでした。